

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、やむを得ず 定期予防接種を受けることができなかった方へ (こどもの定期予防接種対象)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、やむを得ず定期予防接種を規定の接種時期に受けられなかった場合は、期限を延長し、定期予防接種として接種していただくことができます。詳しくは、白浜町住民保健課健康増進係（白浜町中央保健センター内）までご相談ください。

【対象となる方】

白浜町に住民登録がある方で、白浜町から送付している**定期予防接種依頼書の有効期限が、令和2年4月1日～令和3年3月31日までの間**にあって、**令和2年度に新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、やむを得ず接種を延期した方**

【延長期間】

令和4年3月31日までの間

なお、BCGは4歳未満、小児肺炎球菌は6歳未満、Hibは10歳未満、四種混合は15歳未満の方

※定期予防接種の接種時期については、ワクチンで防げる感染症の発生及びまん延を予防する観点から非常に重要であり、感染しやすい年齢等を考慮して感染症ごとに接種年齢を定めて実施しています。基本的には規定の接種時期に接種をお願いします。

【接種までの流れ】（原則、接種前に申請手続きを行ってください）

1. 次の書類を白浜町住民保健課健康増進係に提出してください（郵送可）

- 申請書「**新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る定期予防接種申請書**」
- 母子健康手帳の予防接種の記録欄（写）**

※接種歴確認のため（接種歴の記載がないページも含めて予防接種のページ全て）

2. 申請を受け、審査のうえ町が適当と判断した場合、後日接種に必要な「**新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る定期予防接種に関する決定通知書**」を送付します。

3. 医療機関にご予約の上、次の書類を持参し、接種を受けてください。

- 「**新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る定期予防接種に関する決定通知書**」
- 有効期限が令和2年4月1日～令和3年3月31日までの間にある**定期予防接種依頼書・予診票**

<問合せ・申請窓口>

白浜町住民保健課 健康増進係

〒649-2211 白浜町1447番地 白浜町中央保健センター内

TEL 43-0178 FAX 42-3246